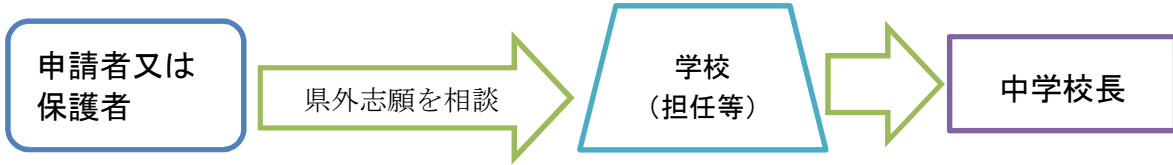


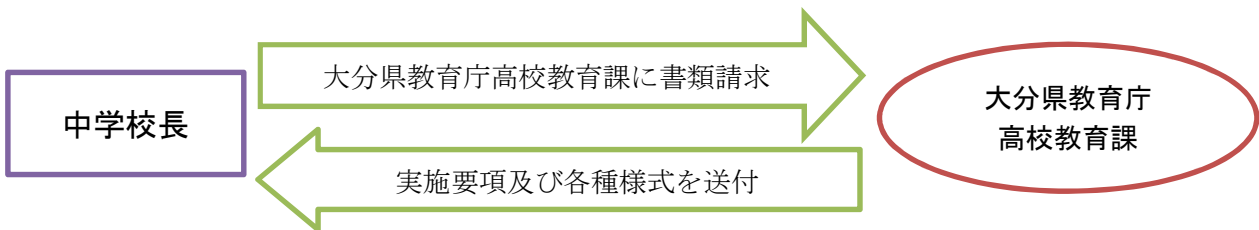
県外からの志願手続についての流れ（全国募集を除く）

- 1 申請者又は保護者は県外からの志願で大分県立高等学校入学者選抜を受験したい旨を在籍又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）に相談する。



- 2 令和3年11月1日以降、中学校長は「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」及び「各種様式」（願書等）を請求。（中学校長あて返信用封筒（角形2号（24cm×33.2cm）、390円分の切手貼付）を下記に送付。）

請求先
〒870-8503 大分市府内町3丁目10-1
大分県教育庁高校教育課 高校入試担当 あて（「高校入試実施要項請求（県外からの志願用）」と朱書）



- 3 中学校長は、申請者の提出書類に所定事項を記入した上で、申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出。



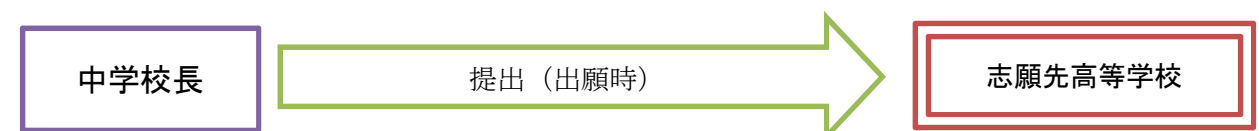
申請先
〒870-8503 大分市府内町3丁目10-1 大分県教育庁高校教育課内
大分県立高等学校志願許可審査委員会 あて（「県外からの志願申請書在中」と朱書）

申請期間：第1期 令和3年12月10日（金）～令和4年1月4日（火）
（推薦入試等、一次入試、二次入試に対応可）
第2期 令和4年1月14日（金）～令和4年1月31日（月）
（一次入試、二次入試に対応可）

- 4 結果通知を第1期は令和4年1月11日（火）、第2期は令和4年2月7日（月）までに中学校長あて発送。



- 5 通知された志願許可書（様式11号）を他の提出書類とともに志願先高等学校に提出。



県外からの志願手続について（全国募集を除く）

1 県外からの志願に該当する者

県外の中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者で、特別な理由により本県高等学校の全日制課程（県外隣接中学校から許容する高等学校への志願者及び久住高原農業高等学校農業科の全国募集志願者を除く）及び爽風館高等学校（Ⅲ部のみを志願する者を除く）を志願する者は、出願する前に在籍又は出身中学校長を経て、入学志願許可を受けなければなりません。

2 志願できる者

以下のいずれかに該当する場合、志願することができます。

(1) 保護者の転勤や転居等による場合

(2) 保護者が大分県内在住、志願者は県外在住の場合

・入学式以降、保護者とともに大分県内に居住することが確定している者

(3) 海外からの帰国に伴う転居の場合

・保護者が引き続き海外へ在住する場合、身元引受人が大分県内に居住している者

3 志願できる高等学校

大分県立高等学校は全県一通学区のため、県内転居地による通学区制限はありません。

4 県外からの志願申請に係る手続等について

(1) 書類請求

① 手続は必ず中学校長を経て行います。（海外からの志願を除く）

② 中学校長は、次の方法で「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」及び「各種様式」（願書等）を入手してください。

ア 直接受け取る場合（配布は令和3年11月1日（月）から）

大分県教育庁高校教育課（大分市府内町3丁目10-1 大分県庁舎別館6階）にお越しく下さい。

受付時間：月曜日から金曜日までの8：30～17：15（祝日を除く。）

イ 郵送を希望する場合（発送は令和3年11月1日（月）から）

中学校長あて返信用封筒（角形2号（24cm×33.2cm）、390円分の切手貼付）を同封して、下記に送付してください。

請求先

〒870-8503 大分市府内町3丁目10-1

大分県教育庁高校教育課 高校入試担当 あて

（「高校入試実施要項請求（県外からの志願用）」と朱書）

(2) 申請期間

第1期（推薦入試等、一次入試、二次入試に対応可）

令和3年12月10日（金）～令和4年1月4日（火）

- ・ 受付は午前9時から午後4時までとします。ただし、申請最終日は午前9時から正午までとし、12月29日～1月3日、土曜日、日曜日及び祝日は受付をしません。
- ・ 郵送の場合は「書留」とし、申請期間内に必着する必要があります。

第2期（一次入試、二次入試に対応可）

令和4年1月14日（金）～令和4年1月31日（月）

- ・ 受付は午前9時から午後4時までとします。ただし、申請最終日は午前9時から正午までとし、土曜日及び日曜日は受付をしません。
- ・ 郵送の場合は「書留」とし、申請期間内に必着する必要があります。

(3) 申請先

大分県立高等学校志願許可審査委員会

〒870-8503 大分市府内町3丁目10-1 大分県教育庁高校教育課内

(4) 申請手続

① 申請者の行う手続

申請者は、次の表に示す関係書類を在籍又は出身中学校長を経て、第1期又は第2期の申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出しなければなりません。

大分県立高等学校入学志願許可願（様式11号の1）
志願者及び保護者の現住所（大分県外でよい）の住民票 （注）志願者と保護者が同居していない場合は下記に確認のこと（戸籍謄本必要） 【連絡先】 大分県教育庁高校教育課高校改革推進班（電話 097-506-5617）
中学校長あての返信用封筒（長形3号〔23.5cm×12cm〕） （84円〔速達希望の場合は344円〕切手貼付）

なお、入学の際は、入学式の4日前まで（土曜日又は日曜日の場合はその前日又は前々日の金曜日まで）に志願者及び保護者が大分県内に住所を有していることが証明できる住民票を入学する高等学校長に提出してください。

② 中学校長の行う手続

中学校長は、①の申請者の提出書類に所定事項を記入した上で、第1期又は第2期の申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出してください。

申請先 〒870-8503 大分市府内町3丁目10-1 大分県教育庁高校教育課内 大分県立高等学校志願許可審査委員会 あて（「 <u>県外からの志願申請書在中</u> 」と朱書）

(5) 結果通知

第1期は令和4年1月11日（火）までに、第2期は令和4年2月7日（月）までに、在籍又は出身中学校長あてに発送します。

5 その他

(1) 申請や出願などの諸手続は、在籍又は出身中学校長が行ってください。

(2) 高等学校長は、出願について虚偽の記載等不正の事実が判明したときは、入学許可後においても当該許可を取り消すことがあります。

大分県立高等学校入学志願許可願

令和 年 月 日

大分県教育委員会教育長 殿

志願者氏名
保護者氏名

下記の事情により、大分県立高等学校入学者選抜を受験したいので、許可くださるよう、現住所の住民票を添えてお願いします。入学の際は、入学式の4日前まで（土曜日又は日曜日の場合はその前日又は前々日の金曜日まで）に志願者及び保護者が大分県内に住所を有していることが証明できる住民票を入学する高等学校長に提出します。

なお、貴県以外の公立高等学校は志願しておりません。

記

志願者	ふりがな氏名			
	現住所			
保護者	氏名		志願者との関係	
	現住所			
転居予定の市町村名				
出願予定の高等学校名				
許可を必要とする理由	<p>具体的に詳しく記入してください。</p> <p>(例) 父の転勤(令和4年4月1日付け)に伴い、志願者は中学校卒業後、大分県内に一家転住予定。</p>			

上記のとおり相違ないこと及び貴県以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。

令和 年 月 日

中学校名

所在地(〒 -)

電話

校長名

印

大分県立高等学校への県外からの志願についてのQ&A

Q1. 大分県内に保護者の転勤が決まりました。県外志願許可申請をして大分県立高等学校を志願したいのですが、どうすればよいですか。

A1. 手続は、中学校長が行うこととなっています。まず、在籍もしくは出身中学校に相談してください。

転勤の場合、①大分県立高等学校入学志願許可願(様式11号の1)、②現住所の住民票(保護者と志願者が記載されたもの)を申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に申請して、許可を受ける必要があります。

Q2. 実施要項と願書はどのように請求すればよいですか。

A2. 11月1日から配布します。必ず、中学校を通して請求してください。(ただし、海外からの志願は除きます。)中学校長あて返信用封筒(角2形、390円分の切手を貼付)を同封し、下記住所に送付して下さい。

〒870-8503 大分市府内町 3-10-1 大分県教育庁高校教育課
(封筒表面に「高校入試実施要項請求」と朱書)

Q3. どんな場合に県外志願許可が必要ですか。

A3. 県外の中学校を卒業見込または卒業した者で、大分県立高校の全日制課程または爽風館高校のⅠ部・Ⅱ部を志願する場合です。

Q4. 志願者の高校進学を機に持ち家(実家)に戻りたいと思います。父親は県外単身赴任です。出願許可を受けることができますか。

A4. 保護者一人(どちらか一方)が大分県内に転居予定であれば、県外志願許可申請を行ってください。合格後、指定された期日までに志願者及び保護者が大分県内に住所を有していることが証明できる住民票を提出する必要があります。

Q5. 志願者のみ県内の祖父母の家に転居して、大分県立高等学校を受験することはできますか。

A5. 県外志願申請には、保護者が大分県内に居住することが必要です。保護者が大分県外に居住したままで、志願者のみの転居では原則として出願はできません。

保護者の海外勤務により、志願者のみ大分県内の祖父母宅に転居する場合は、県外志願許可申請を行って下さい。必要な書類は以下の通りです。

①保護者と志願者の海外在住を証明するもの(海外在留証明書など)、②身元引受人証明書、③祖父母住民票

Q6. 県外志願許可を受けて、大分県立高等学校に出願するためには、いつまでに大分県に転居する必要がありますか。

A6. 志願者及び保護者が大分県内に住所を有していることが証明できる住民票を提出しなければならぬ指定された期日までに転居することが必要です。

Q7. 申請時に大分県内在住の住民票を提出する必要がありますか。

A7. 県外志願申請に必要な住民票は現住所(大分県外でよい)のもので、申請時に大分県内に転居しておく必要はありません。

Q8. 各高校に県外からの合格を制限する枠があるのですか。

A8. 制限する枠はありません。県外志願許可により、大分県内志願者と同等の扱いとなります。

Q9. 大分県には通学区による受験校の制限がありますか。

A9. 大分県は全県一通学区のため、居住地による制限はありません。

Q10. 県外の中学校を既に卒業し、現在、大分県内で生活しています。そのような場合も県外志願許可申請が必要ですか。

A10. 県外志願許可申請が必要となります。出身中学校に相談してください。

Q11. 海外から大分県立高等学校を志願したいのですが、どうすればよいですか。

A11. 8:30～17:15の間で大分県教育庁高校教育課高校改革推進班(下記問い合わせ先)に連絡してください。

Q12. 県外志願許可申請が不要な場合はありますか。

A12. 不要な場合は以下の通りです。

- ・県外で生活しているが、県内の中学校を卒業する見込み又は卒業した場合
- ・久住高原農業高校農業科の全国募集枠へ志願する場合
- ・県外隣接中学校からの志願者が許容する大分県立高校を受験する場合
- ・定時制高校または爽風館高校のⅢ部のみを志願する場合

本件お問い合わせ先

大分県教育庁 高校教育課 高校改革推進班

TEL097-506-5617